



第3章

計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の「基本理念」と「基本的な視点」

第3次計画までの事業との一貫性という意味から、これまで基本理念としてきた「安心して子どもを生き育てることができる環境づくり」「子どもも親もともに育つ豊かな環境づくり」「すべての子どもが心身ともにいきいきと育っていける環境づくり」を、本計画においても継承します。

また、本計画における「基本的な視点」に、「教育・保育施設に従事する職員を大切にする視点」を加えた4つの視点で本施策を推進します。

《基本理念》

- ◎安心して子どもを生き育てることができる環境づくり
- ◎子どもも親もともに育つ豊かな環境づくり
- ◎すべての子どもが心身ともにいきいきと育っていける環境づくり

《基本的な視点》

◆子どもの視点

幼児期的人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現され、幸せな状態で生活することができる社会を目指します。

◆親の視点

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、保護者の子育てに対する負担や不安・孤立感を和らげ、自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、親としての自覚と責任を持ち、豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、保護者の主体性とニーズを尊重した、家庭における子育て力を高められる社会を目指します。

◆地域全体で支援する視点

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってよりよい環境づくりのために、子どもの見守りや子育てにおいて、地域の人々が関わりあうことができるような社会を目指します。

◆教育・保育施設に従事する職員を大切にする視点

教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくため、長く働くことができる職場の構築を目指します。

2 計画の基本目標

本計画における、「基本目標」に関しては、事業の一貫性という意味からも、「第3次豊後大野市キラキラこどもプラン」を基本的には継承し、一部、国の「こども大綱」にあわせて見直します。

基本目標1 こども・若者の持続的幸福(ウェルビーイング)の実現に向けた社会全体の意識づくり

「こども基本法」は、こどものウェルビーイング(Well-being)の実現に寄与するため、こどもの最善の利益を優先して考慮することとしています。ウェルビーイングの定義は明確に定められていませんが、OECD「PISA2015年調査国際結果報告書」では「生徒が幸福で充実した人生を送るために必要な、心理的、認知的、社会的、身体的な働きと潜在能力である」とされています。すべてのこどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を目指して、こども施策を総合的に推進します。

基本目標2 こどもと親の健康の確保と推進

乳幼児が心身ともに健やかに成長でき、親(父母その他の保護者)が安心して育児できる体制の整備を図るとともに、安心して妊娠・出産できる環境づくりを推進します。また、こどものころから望ましい食生活や規則正しい生活習慣を身につけるための取り組みを推進します。その他、思春期保健対策の充実を図ります。

基本目標3 こどもの心身の健やかな成長に資する教育・保育環境の整備

次代を担うこどもたちが心身ともにのびのび育っていけるよう、教育・保育環境の整備を行うとともに、地域の一員として自立・成長していくため、地域での教育力の向上に努めます。また、子育てを通して親自身も自己を向上させることができるよう支援していきます。

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

すべての親子が健康的に暮らしていくため、住環境や道路交通環境、建築物等を適切に整備することで安心・安全な子育て環境を構築し、こどもが犯罪や事故などの被害に遭わないようまちづくりを推進します。

基本目標5 職業生活と家庭生活の両立の推進等

仕事と家庭の両立や子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男女がお互いに協力しあいながら子育てを行える働き方や就業体制に関する環境整備を行うとともに、ワークライフバランスの確立に向けた啓発に努めます。

基本目標6 こどもまんなかまちづくり推進のための安全の確保

SNS の普及など、こども・若者を取り巻く環境の変化により、こどもが様々な犯罪に巻き込まれる事例が増加しています。こどもの視点に立った防犯対策や交通安全対策を行政、地域、学校などが連携して行うとともに、安全教育や防災教育に取り組むことで、こどもが安全に生活できるまちづくりを推進します。

基本目標7 きめ細やかな対応が必要なこどもへの支援の推進

児童虐待の防止対策や、ひとり親家庭への自立支援、障害のあるこどもへの支援体制の充実など、支援を必要とするこどもや家庭へのきめ細やかな対応に取り組めます。

基本目標8 こどもの貧困対策の推進(豊後大野市子どもの貧困対策推進計画)

すべてのこどもが夢と希望を持って、心身ともに健やかに育成されるよう、地域ネットワークやこどもの居場所づくりを推進し、地域とともにこどもを育てる意識の醸成を図り、こどもの貧困対策を総合的に推進します。

3 計画の施策体系

基本理念	基本目標	施策目標（事業項目）
◆◆◆ 安心して子どもを 育てることが できる環境づくり	1. 子どもの権利に関する普及啓発【新規】	1-1 子どもの権利に関する普及啓発【新規】
		1-2 男女共同参画に関する意識づくり【新規】
		1-3 地域における子育て支援サービス・相談体制の充実
		1-4 教育・保育サービスの充実
		1-5 子育て支援のネットワークづくり
		1-6 児童の健全育成
	2. 子どもと親の健康の確保と推進	2-1 子どもと親の健康づくり
		2-2 「食育」の推進
		2-3 思春期保健対策の充実
	3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育・保育環境の整備	3-1 次世代の親の育成
		3-2 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育・幼児教育環境の整備
		3-3 家庭や地域の教育力の向上
		3-4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	4. 子育てを支援する生活環境の整備	4-1 良質な住宅の確保
		4-2 良好な居住環境の確保
		4-3 安全な道路交通環境の整備
		4-4 安心して外出できる環境の整備
		4-5 安全・安心なまちづくりの推進
		4-6 環境美化の推進
	5. 職業生活と家庭生活の両立の推進等	5-1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）のための広報・啓発
		5-2 仕事と子育ての両立支援のための基盤整備・子育て支援の展開
	6. 子どもまんなかまちづくり推進のための安全の確保	6-1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
		6-2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
		6-3 被害に遭った子どもの保護の推進
		6-4 防災意識の向上に向けた取組の推進
	7. きめ細やかな対応が必要な子どもへの支援の推進	7-1 児童虐待防止対策の充実
		7-2 ひとり親家庭への自立支援
		7-3 障がいのある子どもへの支援
		7-4 在住外国人の親と子どもへの支援
		7-5 医療的ケア児等への支援
		7-6 いじめ・不登校やひきこもりへの対応【新規】
		7-7 ヤングケアラーへの支援【新規】
	8. 子どもの貧困対策の推進（豊後大野市子どもの貧困対策推進計画）	8-1 子どもの居場所づくり推進【新規】
		8-2 「学習」「生活」「就労」などの支援体制の確立
		8-3 地域ネットワークづくりの推進
		8-4 人材の育成